

平成22年度に全国で発生した「振り込め詐欺」・「詐取」等事件

NO. 91 平成23年3月31日岐阜県内発生事件

・事件概要

市内の被保険者（男性77歳）宅に市福祉課を名乗る男から電話があった。

内容は、「保険料の還付書類を12月に送ったが、49,800円をまだ受け取っていない。」と言われたため、名前を聞くと電話が切れた。

被保険者より市担当課へ電話連絡があり本件が発覚した。また、市担当課へ数件、同様の不審電話を受けたとの連絡があった。

NO. 90 平成23年3月24日長野県内発生事件

・ 事件概要

市の被保険者（70代女性）宅に厚生労働省を名乗る男から「後期高齢者医療費として1年に1回、49,500円還付される」との電話があった。

女性は直後に訪ねてきた男に通帳を渡して暗証番号を教えた。不審に思った女性が同署に通報したが、既に口座から約50万円が下ろされていた。

※なお、上記市以外の2つの市においても同様の手口による被害あり

・事件概要

市内の被保険者（女性91歳）宅へ市役所職員を名乗る男から電話があり、たまたま来ていた娘が電話に出たところ、市から医療費の戻り49,800円がある。以前に通知を送っているが期限がせまっている。今ならまだ間に合うので手続きをするように言われた。書類が手元にないので市役所ではできないので、〔03-3786-●●●●ヨシザワ〕へ電話をして手続きするように指示された。

電話をかけると「ヨシザワ」と名乗る男性より、市役所のATMへ行くよう話をされ、残高等を聞かれ、約23万円振り込んでしまった。

その後電話してもつながらないため、同日午後4時ごろに、本人が確認のため市担当課へ来庁したことで事案が判明した。

・ 事件概要

社会保険事務所の職員と名乗る30代半ばの男性から市在住の被保険者（女性・80歳）へ以下の内容の電話があったと市担当課へ連絡あった。

還付金があると言われたが、被保険者は「耳が遠いため、理解することができない」と話し、さらに「土曜日なのに社会保険事務所は仕事をしているのか」と尋ねたところ、「土曜日でも電話をしている」と答えた。男性は、「後日文書を送ります」と言い、電話を終えた。

被保険者は、文書が送られてくるのを待っていたが、送られていないことと、広報紙で不審電話の存在を知り、情報提供していただいたことで発覚した。

・ 事件概要

市在住の女性宅に郵便局の職員と名乗る男2人組が訪ねてきて、「定期積立の満期の預け替えのため、身分証明書である保険証のコピーを取り忘れたので取らせてほしい。」と言ったので、女性が保険証を預けてしまった。その後、1人が保険証を持って女性宅から出て行き、まもなくもう1人も出て行ったが2人とも戻ってこなかった。

同日、本人より当広域連合へ電話があったことで、事案が判明し、警察に届け出るように指示した。

NO. 86 平成23年3月8日埼玉県内発生事件

・ 事件概要

高齢者宅に次のような不審電話があった。

- ・ 後期高齢者補助金または、後期高齢者還付金がでる。

(金額は、一人当たり47,500円又は47,300円)

- ・ 住所、氏名、生年月日等の確認のほか、取引銀行名、最終取引日、口座番号の桁数等を尋ねるもの。

- ・ 「今日、浦和まで来られますか？」 「お宅の近くまで来ていますので」と言ったはなしもされている。

- ・ 電話をしてきた者は、「キノシタ」「コイズミ」と名乗っていた。

- ・ 電話を受けた被保険者は、役所からと思い込み対応するが、不審に思い、役所や銀行、警察などに連絡した。

NO. 85 平成23年3月上旬三重県内発生事件

・ 事件概要

市内の被保険者（女性84歳）宅へ市役所職員を名乗る男性（所属・氏名は記憶していない）から、「医療費の助成金が4万8千円くらいあり、勸奨の通知を送ったが連絡がなかった為、通帳の口座番号を教えて欲しい。」と電話があり、「何処に振り込みますか？」と聞かれた為、「ゆうちょ銀行」と応えると、「ゆうちょ銀行はだめなので、他の金融機関の振込先を教えて欲しい。」と言われたとのこと。他の金融機関の通帳も持っていたがその時は忘れていて「ゆうちょ銀行しかない。」と応えると、「また調べて電話します。」と言って電話が切れたとの事。

被保険者は再度の電話がないことから、市役所へ問い合わせたことでの事例が判明した。

NO. 84 平成23年3月8日広島県内発生事件

・ 事件概要

市の女性被保険者（90歳）宅に「保険課の者」と名乗る男性（声の感じでは30代くらい）から「夏頃に水色の封筒を送付したが、内容は読んだか。あなたに保険関係の還付がある。銀行口座は持っているか。」と電話があった。

被保険者が口座開設している金融機関名を答えると、「キャッシュカードは持っているか。」と聞かれたので不審に思い、電話を切ったとのこと。

その後、本人が相談のため市役所の担当課を訪れて、本件が発覚した。

なお、後期高齢者医療、介護保険においても、この被保険者に該当するような還付金はなかった。

NO. 83 ①平成23年2月中旬・②3月5日三重県内発生事件

・事件概要

①市内の被保険者（女性86歳）宅へ市役所職員を名乗る男性（所属・氏名は記憶していない）から、「高額療養費の戻りが4万円くらいあります。」と電話があり、「何処に振り込みますか？」と聞かれた為、「ゆうちょ銀行」と応えると、「ゆうちょ銀行はだめなので、また調べて電話します」と言って電話が切れたとの事。

被保険者は再度の電話がないことから、市役所へ問い合わせに来庁したことでこの事例が判明した。

②若い男性から市在住の被保険者（女性・80歳）へ以下の内容の電話があったと市担当課へ連絡があった。

「40,000円をお返しする必要があるので、振込先の口座番号を教えてください。」と言われたとのこと。被保険者が●市役所か、▲市役所かと尋ねたところ、男性は「東京です」と答えた。被保険者は、生年月日については答えてしまったが、口座番号については何も言っていない。男性は、「また青い封筒を送ります」と言って電話を切った。被保険者はその後、土曜日ということもあり不審に思い、市役所へ相談に見えた。

・ 事件概要

被保険者（76歳女性）より「先ほどは連絡ありがとうございました。振込みの手続きが済みました。」との連絡が市担当課へあった。担当課では連絡した経過が無かったため、実際に還付金等があるか確認したところ、そのようなものは無く、振込んでしまった後であったため、すぐに警察へ連絡するよう指導した。

また、話によると相手は「銀行のATM（自動預払機）は調子が悪いので、市役所にあるATMに行くように。」と指示してきたとのこと。指定された庁舎では、無人のATMが駐車場内にある状況であった。

・ 事件概要

市在住の被保険者（84歳女性）宅に「アリタ」と名乗る男から電話があった。内容は、「今回医療制度が改正されたことにより、5年間分の医療費合わせて25,000円が還付されることになりました。葉書を先日送付していますが届いていませんか？」と言われ、「届いていない。」と答え、いったん電話は切れた。その後、30分後に、今度は違う人物から「先ほどアリタから連絡があったと思うが、早急に返信がないと還付ができません。」と早急に返事をするように促された。早急に対応するようにと言われたことを不審に思った被保険者は、電話番号を聞いて電話を切った。

その後、その被保険者から市役所に連絡があり、本事例が発覚したもの。本人から連絡を受けた市役所職員が、被保険者が聞いたという電話番号（フリーダイヤル）に連絡したところ、通販会社と名乗る男が出たが、「アリタではない。先ほども同じような電話がありました。」と言われた。また、社会保険事務所にも問い合わせたが、やはり、「アリタ」という職員はおらず、また、そのような電話もしていないとのことだった。警察署には届出済となっている。

NO. 80 平成23年3月3日島根県内発生事件

・ 事件概要

市の被保険者宅へ、島根県の後期高齢者の事務をしている「モリ」と名乗る人物から「医療費の過払いがあり、文書を12月末に送付している。その手続きの締切が2月28日である」と電話があった。被保険者は、自分にそれほど医療費がかかっていないため不審に思い、その事務所はどこにあるかという質問をすると、「県庁の斜め前のビルにあります。」と応えた。

話を聞く限り、どうしても自分には還付されるものはないと感じた被保険者は自分から電話を切り、その後はかかってきていない。

3月7日に、当該被保険者から市役所へ通報があり、不審電話であったことが判明。

・ 事件概要

社会保険（庁？本人は語尾がはっきり聞き取れなかったとのこと）を名乗る男性から町内の被保険者宅に電話があり、「昨年12月頃に高額医療費の還付金についてハガキを送ったのだが、届いているだろうか？」と尋ねてきた。

被保険者本人が「そんなハガキは届いていないと思うが、何色のハガキか？」と聞いたところ「水色のハガキだ」と答えた。本人がそのようなハガキは届いていないこと、老人医療制度の時に町より高額医療費があり直接案内は届いたことはあるが、ここ最近入院もなく高額医療費があることについて不審に思い、「いくら還ってくるのか？」と問うたところ電話の相手は「28,960円の還付がある」と答えた。

何度ハガキは届いていないと言っても、届いているはずだと相手は答えた。

その後、相手はフリーダイヤルの電話番号を伝え、折り返し電話するように言ってきた。

更に相手からこれからも自宅に電話をかけるのに不在であるので（これまでも電話をかけてきた可能性があり）、携帯電話の番号を聞き出そうとしたが、携帯は持っていないと答えた。

まだ何かしつこく言ってくるので電話を切ったとのこと。

・事件概要

①3月3日、市内の被保険者宅へ、「社会保険事務所の経理の者ですが、ハガキを見ましたか？ 緑色のハガキです。2月末で医療費27,433円の返還金の支払い期日が過ぎています。まだ手続きがしていないので、早くしてください。」と電話があった。

被保険者が、郵便局の通帳へ直接振込むよう伝えると、その者は、「通帳を開き、最後に出し入れした日付をみて、その数字を左から読んでください」と巧みに預貯金残高を聞きだし、キャッシュカードと携帯電話を持ってATMへ行き、フリーダイヤルの番号へ電話して、手続きするように言った。

郵便局のATMへ行き、フリーダイヤルの電話から「画面の下から2番目のボタンを押してください」と指示を受けるが、操作方法が分からず、大声で話していたところに、郵便局員が駆けつけた。

「操作ができないので、郵便局員に替わります」と言ったとたん、「もういいです」と電話は切られた。

郵便局から警察へ通報し、警察へ詳しく状況を説明した。

②3月3日、同市内の被保険者宅へ、社会保険事務所の森山（男性）と名乗る者から電話があった。被保険者が「出雲の（社会保険事務所の方）ですか？」と相手の所属を確認したとたん、電話が切られた。

③ 3月2日、同市内の被保険者宅へ、保険局の職員（男性）と名乗る者から、「保険料の還付がある。」と電話があった。被保険者が「どういうことか？」と大きな声で問い質したとたん、電話が切られた。

※②、③は、いずれも市役所からの告知放送（注意喚起）を聞いて、住民の方から市役所へ通報があったもの。

・ 事件概要

①町の1人暮らしの女性被保険者（86歳）宅に「厚生労働省の職員（名前は言っていたが覚えていない。）」と名乗る男性から「医療費の還付（具体的な金額は言っていない。）があり，3月中に振り込むので，口座番号を教えてください。」との電話があった。

被保険者は，通帳は口座を開設している金融機関に預けてあり，口座番号がわからないことや，被爆者健康手帳を持っているので，病院で医療費は払っていないことを言うと，電話は切られたとのこと。

役場の担当課に連絡があり，本件が発覚した。

②同町の1人暮らしの女性被保険者（80歳）宅に「社会保険庁の職員のオカモト」と名乗る男性から「去年の2月に障害者に関わる年金支給の改正があり，今年から毎年48,600円の支給があるので，銀行の口座を教えてください。」との電話があった。（本人は障害者手帳の申請はしていないため手帳は所持していないが，障害がある。）

「関係の書類も既に送付している。」と言われたので「届いていない。」と言ったが，手元に通帳を用意するよう言われ，生年月日，住所，通帳とカードの色を聞かれたので，口座番号以外を答えた。

また，銀行名も答えたところ，「銀行に照会して間違いなければ振込みする

ので、口座番号を教えてください。」と言われたが、答えないでいると、銀行を利用した直近の日を聞かれ、答えると、残高の桁数を教えるよう言われた。桁数を教えたところ、右端の数字を教えるよう言われ、答えると次は左端の数字を教えるよう言われたので、不審に思った被保険者は答えずに電話を切った。

日本年金機構に電話して確かめたところ、そのような職員はおらず、支給があるという事実もなかった。役場に相談するよう勧められたため、役場に電話相談したことにより本件が発覚した。

なお、役場で確認したところ、①、②のいずれの件についても、被保険者に対して、あてはまる支給等は存在しなかった。

・ 事件概要

市在住の後期高齢者医療被保険者（女性・81歳）から市役所担当課へ以下の内容の電話があったとの通報があった。

「今、社会事務所のナカムラと名乗る男から電話があり、法律の変更に伴い、医療費が改定され4万1千円もらえるが、先に水色の封筒で手紙を郵送したが、期限切れでもらえなくなる。銀行に電話したら本人確認できたので支払うと言って生年月日を聞かれたため答えた。」

また、「カードと通帳を揃えられるかと言うので、通帳は弟が管理しているのでカードしか手元にないと答えると、カードの暗証番号は分かっていると聞かれたが、暗証番号は答えなかった。詳しい説明をするというところで、おかしいと思い、もらえなくてよいと言って受話器を置いた。」とのこと。

・ 事件概要

市内の被保険者宅へ電話があり、男性（所属は名乗ったがはっきり覚えていない、部が変わったので電話したような事を言った。名前は名乗らず。）から、医療費が還るので12月頃ハガキで通知したが、取りに行ったかと尋ねられた。

本人がいくらぐらい還るのか聞くと、2万円ぐらいとのことで、はがきを持って郵便局か銀行に行ってくださいと言われた。

本人が、今まで市からお金が入るときは口座振り込みになるし、そんなはがきは見っていないと答えると、調べるようなことを言って電話が保留状態となりしばらくそのままだったので切ったとのこと（名前と生年月日を聞かれて答えたが、口座情報等は言っていない）。

不審に思い市役所へ連絡。

市役所担当課において医療費等の還付金の有無を確認したところ、後期高齢者医療該当者ではあるが、平成22年6月以降は高額療養費の還付金はなく、介護保険においても還付等は発生していなかった。市役所担当者から本人へ、不審電話と思われることを伝えるとともに、今後このような電話があったら注意して、何かあれば市や警察に連絡するよう指導した。

・ 事件概要

①市内被保険者（87歳、女性）宅に、滋賀県年金課の「ムラカミ」を名乗る男から、「高額医療の払戻しがあります。県庁で手続きをすれば、お金を送ります。」との電話が入り、応対者が足を悪いことを理由に行けない旨、伝えると「草津社会保険事務所の者が向かうのでキャッシュカードを渡してください。」と言われた。そこで不審に思った応対者が、「他人にキャッシュカードは渡さない。」と伝えると「午後に書類を持って行きます。」などの返答があった。応対者の適切な判断により、被害もなく、警察署へも届出をされた。

②市内被保険者（80歳、女性）宅に、厚生労働省の職員をかたる男から、「還付金がある。ハガキを送っていたが返信されていないので電話をした。普段は大阪で事務手続をしているが、職員が市内を回っているので手続に伺いたい。」旨の電話があった。その後、男が被保険者宅を訪れ、「キャッシュカードを預かせてください。」と求めたが、冷静に対応されたことから被害はなく、警察署へも届出をされた。

NO. 73 平成23年3月2日京都府内発生事件

・ 事件概要

「医療課の者」と名乗る人物から市内の被保険者（82歳女性）宅に電話があり、本人が応対した。

「医療費の返還分で未受取分が40,000円あるため口座振込したい。」と言われ、その際、生年月日、取引銀行名も聞かれたため答えたが、電話を切った後に不審に思い、同日、市担当課に連絡し本件が発覚した。

・ 事件概要

市内の被保険者の女性（75歳）宅へ、市役所の職員を名乗る男性から「●●さんですか。市役所の●●です。平成21年度の●●で、4万円程返金のある通知が届いているはずだが。」と電話があった。本人が「見ていない。」と話すと、「もう一度通知する。」と言って電話を切った。

相手の名前を聞いたが忘れてしまい、何が戻るか確認しようと同日に本人が市役所へ問い合わせたことで事案が判明した。

市担当課では、電話を受け本人及び家族の方に該当するものがあるかどうか調べたところ、該当するものはなかった。還付金詐欺かもしれないので、ATMへ行くように指示があっても従わないようにと説明した。

・ 事件概要

①市内の被保険者（女性）から市役所に問い合わせがあった。

内容は、同日午前10時頃、保険事務局を名乗る者から電話があり「還付金があり12月に書類を送ったが、返事がなく失効した。受け取るためにはATM（現金預払機）での操作が必要。」と言われ、ATMを2ヶ所まわらされたとのこと。機械操作等の不得意のため、作業が成功せず、友人に電話をしたところ止められその後、友人からのアドバイスにより市役所へ電話したとのこと。

今後は、市役所の代表番号での確認を行うとのこと。

②市内の女性（夫が被保険者）から市役所に問い合わせがあった。

内容は、同日午前11時頃、福祉課と名乗る男性から電話があり「保険料返金の通知をしていたが、手続きがされていない。1月末までの手続きだったが、今ならまだ手続きができる。手続きは市ではできない。今から言う連絡先に携帯で連絡をするように。」と言われたが、「携帯を持っていない。」と言うと電話を切られたとのこと。夫が入退院を繰り返しており、該当するものがあるのか確認しようと思い市役所に連絡を入れたため事案が判明した。

・ 事件概要

女性被保険者（88歳）宅に「医療費のことで手続きがあるので、書類を持って担当の私がこれから伺います。」と女性の声で電話があった。（相手は名乗ったが、名前は覚えていない。）

被保険者は、手続きのために職員が訪問してくることなどないだろうと不審に思い、すぐに電話を切った。

3月1日になって、役場の担当課に連絡があり、本件が発覚した。

なお、役場の担当課で確認したところ、この被保険者について、医療費の還付等手続きが必要なものはなかった。

・ 事件概要

被保険者の方から広域連合に電話連絡有り。

厚生労働省の「ヤマザキ」を名乗る男性から、「1年間の医療費が10万円以上かかっているので、4万7千円が戻る。銀行名、支店名を教えてください」と電話があったとのこと。その際「口座名義人、口座番号は法律により聞くことができない。」と言われた。銀行名、支店名は答えてしまったが、連絡先を聞いたところ「0120-122-●●●」と教えられた。

その後、近所の人に話の内容を相談したところ、広域連合へ確認したほうがいいと言われ、広域連合に電話連絡したことによって事案が判明した。

・ 事件概要

保険料3割負担の世帯に対し、東京都厚生局（団体は別の場合もあり）健康調査室のカミシゲと名乗る人物より、「あなたの保険負担割合は申請書を提出することにより2割に変更することが可能です。昨年の10月に既に文書を送付してありますが、現時点で回答がありません。この調査は毎年行われるものでありますが、回答のない世帯が140件余りあり、回答を頂けないと2割に変更することができません。取り急ぎ回答をいただきたくお電話をいたしました。また、お宅様には平成18年4月から平成21年3月までの保険料等の一部に還付金がございますので、お取引のある金融機関名をお教えてください。」との電話があり、不審に思うようなそぶりをみせると、「最近、こういった詐欺が横行しておりますのも事実で、不審に思われる方も多くおられます。私どもは、金融機関の名称だけをお伺いするものであり、口座番号をおっしゃってくださいとは申しておりません。金融機関名だけ教えていただいても口座番号が分からなければ、悪用できませんよね。」と言葉巧みに信用させようとしてきた。

ここで金融機関名を教えると、「では、お取引のある金融機関の本店とデータの交換を行うことによる本人確認を行うので、あなたのお住まいの最寄りにある〇〇銀行の××支店（実在の銀行）のキャッシュディスペンサーにキ

キャッシュカードを挿入してください。このあとすぐにお出向きいただくことは可能ですか。」と矢継ぎ早に話を続けるが、携帯電話等の電話番号までは無理に聞き出そうとしていない。

なお、折り返しの電話を希望すると、「健康調査室の直通電話は03-●●●●-●●●●●●●●となっております。千葉県の担当は内線の776、ハマダとご指名ください。」とのことであった。

このあと不信感を強めた被保険者が市へ確認の電話をしてきたため、本件が判明した。

・ 事件概要

厚生労働省の「木下（きのした）」と名乗る男性から、市内被保険者宅へ電話があり、「あなたの高額療養費が毎年45,000円支給されることになりましたので、振込先の銀行の情報を教えて欲しい」と言われ、一つの銀行名を言ったところ、「その銀行は、今混雑しているので他の銀行はないか」と言われた。他の銀行はないと言ったところ、「11時半頃そちらに行く」と言ってきたので、その時間は用事があるので出かけると言ったところ、「では、それまでには伺います。」と言って電話を切ったとのこと。

市担当課へ被保険者から不審電話があったと連絡があり、事案が判明した。

・事件概要

①2月16日に市内女性（77歳）宅へ電話があり、「市から過去5年間の医療費の支払い49,500円があるので〔03-●●●●-●●●●ヨコハラ〕へ電話をするように指示された。

電話をかけると「ヨコハラ」と名乗る男性より、「12月にハガキを送っている。実際書類は市から社会保険庁に既に送ってしまっているので手元にはない」と話をされ、取引先の銀行を聞かれた。「■■銀行▲▲支店」と答えると、「そちらでは小さい銀行で取引ができないから、カードと携帯を持ってホームセンター（最寄り店を指定された）の★★銀行のATM（現金預払機）に行き、着いたらまたヨコハラに電話するように言われたとのこと。

同日に、本人が確認のため市担当課へ電話をしたことで事案が判明した。

②2月16日に市内男性（77歳）宅へ、市役所職員を名乗る「ヤマザキ」という男性から電話があり、「医療費の戻りがあり、自分は部署が変わってしまって詳しいことはわからないが、今ならまだ間に合うので、次の番号に電話するように」と指示された。しかし電話は「0294・・・」と途中で切れてしまった。

同日に、本人が確認のため市担当課へ電話をしたことで事案が判明した。

③ 2月17日に市内女性（82歳）宅へ、市役所の者と名乗る男性の声で、「12月に還付金の手続きのピンクの封筒を送った。出してほしい。」と電話があった。女性が名前を聞こうとしたら、「また、送ります。」と言って電話は切られた。

同日に、本人が確認のため市担当課へ電話をしたことで事案が判明した。

④ 2月17日に電話があり、「医療費の還付が受けられるので、こちらの指示に従ってATM（現金預払機）で振込の手続きをしてほしい。」と言われたと、市内被保険者の女性から市担当課へ連絡があった。相手は「社会保険事務局」と名乗っており、電話番号を教えて「振込む前に電話をしてほしい」と言われたが、まだ電話はしていない。また、「これはすでに期限が過ぎていることなので、今日中に手続きをしなければ、お金が戻らない。市役所などに確認してもわからない」とも言っていた。とのことである。

同日に、本人が確認のため市担当課へ電話をしたことで事案が判明した。

NO. 65 平成23年2月中旬頃大阪府内発生事件

・ 事件概要

市在住の後期高齢者被保険者に「後期高齢者医療担当のオクノです。口座番号を教えてください。」との電話が男性からあった。その日は家族から取次がれた電話ということもあり、内容もよくわからなかったので、「折り返し電話をします。」と言っていったん電話を切った。その後、2・3日して市の担当へ電話をしたとのこと。

・事件概要

男性（氏名は名乗ったそうだが、覚えていないとのこと）から市内の被保険者宅に電話があり、「老人医療費の高額療養費47、500円が発生している。還付したいので、取りに来るか、振込むか、どうしたいのか教えてほしい。ついては、名前と住所、生年月日、携帯番号、取引先金融機関を教えてください。」と尋ねられた。

本人が「家族がもうすぐ帰ってくる。その後改めて連絡してほしい。」と回答し、電話を切った。

その後、帰宅した家族が、市役所担当課へ連絡。担当課で、高額療養費の還付の有無を確認したところ、還付金発生的事实はなく、不審電話であったことが判明した。

市役所担当課より、家族に対して、このような電話には対応しないように伝えるとともに、何かあれば警察に届けるよう指導した。

NO. 63 平成23年2月21日茨城県内発生事件

・ 事件概要

市内の被保険者宅へ「市役所のホリイケ」と名乗る人から、「特別支給金が支給されるが期限が切れてしまうので、社会保険事務所でしか手続きできないので、キャッシュコーナーに来てほしい」と電話があった。

行く前に市役所に確認の電話をしたとのことで、同日に、本人が市担当課へ電話をしたことで事案が判明した。

・ 事件概要

厚生労働省の「木下（きのした）」と名乗る男性から、市内の被保険者宅へ電話があり、「この度、60歳以上で、今年医療費を5万円以上支払った方に、41,000円還付することになりましたので、あなたの口座に振り込みます。本人確認のためにキャッシュカードを持って、最寄りのATMに行ってください。」と言われ、「振り込んでもらえるならありがたい。」と携帯番号を教えた。

早速ATMに行くよう言われたが、「これから歯医者に行かないといけなし、ATMは遠いのでめったに行かない。」と答えると「タクシーでATMのある場所に行かれて、その際領収書をもらってください。タクシー代金と合わせて振り込みます。タクシーでは運転手さんに振込の話はしないで下さい。最近はやりの振込詐欺と誤解されるのは迷惑ですから。」と言われた。

被保険者が「私はあなたの話がだんだん信用できなくなってきましたが。」と答えると、男は「私は確かに厚生労働省の者です。0120-×××-×××に電話で確認してください。では明日の10時にまた電話します。」と言って電話を切ったとのこと。

被保険者から広域連合へ直接連絡があり、事案が判明した。

・ 事件概要

女性被保険者（85歳）のところに「厚生労働省の職員」と名乗る者（中年の声）から「高額医療費の還付金が約4万円あるので、振込先の口座を教えてください。昨年末に水色の封筒で通知したが、見てはいないか。」と電話があった。

この被保険者は、高額医療費に該当するほど病院にかかっておらず、また、店と自宅に電話があるうち、店のほうの電話にかかってきたことから不審に思い、役場の担当課に連絡して本件が発覚した。

なお、役場で確認したが、現在のところこの被保険者に係る医療費の還付及び保険料の還付等は発生していない。

NO. 60 平成23年2月18日滋賀県内発生事件

・ 事件概要

被保険者宅に「特別給付金として4万5千円を給付する手続を18日から20日をお願いしているが、書類は届いたか。もう一度20日に連絡する。」との電話があった。

その話を聞いた被保険者の友人が不審に思い、本日、午後2時過ぎ、市役所に問い合わせをされ、不審電話であることが判明した。

現在のところ、被害は発生していない様子。

・事件概要

県事務局を名乗る男から市内の被保険者宅に電話があり、（経理のモリシタに代わると言って別な男性に代わり）「28,800円程戻るお金があるが、どの通帳に入金すればよいのかわからないので、持っているキャッシュカードを全部用意して欲しい」と言い、近くにATMはないか尋ねられた。

本人が、「ローソン」と答えたが、「ローソンは駄目だ」と言って、いったん電話を切り、かけ直してきて、キャッシュカードを全部持って、今日中に被害者が住む近隣のショッピングモールのATMに行き、着いたら電話するよう指示された。

ATMに着いて指定された番号に電話すると、後ろに人がいないことを確認の上、振込みを指示されたため、指定された銀行口座に振り込んだ。

しかし、指定された口座が振込み出来ない状態であったことから、自分の口座銀行（振込元）から来行するように連絡を受け、銀行を訪れたことによって事件が発覚し、銀行の手続きによって振込金額は全額返金され事なきを得た。

その後、本人が警察に通報した。

なお、電話の相手からは、帰宅したら電話するように、また、振込伝票は捨てるようにと指示された。

・事件概要

まだ後期高齢被保険者ではない1人暮らしの女性（67歳）宅に、「後期高齢者の方に返還する医療費がある。以前に申請書を送ったが、もう提出されたか。まだならもう一度送るので、申請してほしい。金額は4万円ほどである。」という内容の電話があった。（相手の名前や肩書きは聞き取れなかった。）口座のある銀行を聞かれたので、労働金庫にあると答えたところ、労働金庫には振り込めないので、銀行にはないのかと聞かれた。銀行にもあるとは答えたが、口座番号までは聞かれなかった。女性のところには、90歳を超える伯母の書類が転送される手続きになっていたため、伯母の申請書類は来ないのかと尋ねると、転送はできない書類だと答えた。

話すにつれ不審に思えてきた女性が、詐欺ではないのかと言ったところ、「書類を出したくなければ出さなくてよい。」と言い電話は切れた。

2月10日付、新聞の不審電話の記事を見て、自分のところにかかってきた電話もこれではないかと思い、広域連合に電話があり判明した。

NO. 57 平成23年2月9日山口県内発生事件

・事件概要

12時頃、市の高齢者宅に後期高齢者医療関係者を名乗る男性から「47,000円の還付金（記憶が曖昧）が発生している」と電話があり、電話を受けた高齢者がよくわからないと伝えると、相手は「13時頃再度電話する」と言って電話を切った。13時を過ぎても電話がかかってこないため、不審に思った高齢者が市担当課に連絡した。同課担当者は、市及び広域連合より電話した事実はなく、不審な電話があった際には、応ずることなく市又は広域連合へ連絡いただくように伝えた。

・ 事件概要

市内の被保険者宅に厚生省の者と名乗る男性から非通知で電話があった。

「毎月高齢者に支給されるものがあり、前に申請書を送ったがまだ提出されていない。」と言われ、被保険者が「届いていないので、もう一度送ってほしい。」と言うと、「期限が切れているので、送れない。今月が締め切りなので、間に合わない。49,700円振り込むので、今電話で口座を教えてください。」と言われたが、非通知でかかってきたことを不審に思っていた被保険者がそのことを指摘すると、連絡先としてフリーダイヤルの番号を教えられ、すぐに折り返し電話をしたが、全く関係のないところにかかった。

1月下旬に広域連合より高額療養費支給申請書が届いたため、上述の申請書が届いたと思い、2月7日に被保険者が広域連合へ問い合わせされたことで判明しました。

・事件概要

市内の被保険者（女性87歳）宅へ市役所の職員を名乗る「タニグチ」という人物から、「水色の大きめの封筒で医療保険給付金申請書を送付したが、返信がないため電話をした」との内容の電話がありました。

その人物はその後、「42,500円振込みがあるので、年金の振込先か〇〇銀行のどちらかに振り込むので口座番号を教えてください。」と話しを続けました。

被保険者が「市役所に口座は届けてある。」と伝えると、「キャッシュカードは持っていないか」と聞かれたので「持っていない」と言うと「今月末に厚生労働省から42,500円を振り込みます」と言って電話が切れました。

被保険者が不審に思ったため、市役所へ報告したことでこの事例が判明しました。

市役所で還付金の有無を確認したところ、還付金はありませんでした。

・事件概要

60～70歳位の男性が、都内の被保険者宅を訪れた。男性は、被保険者宅とは別の区の高齢者医療課職員と名乗り、「去年の6月に送った書類が提出されていないので、今後、保険が使えなくなる。手続きしてほしい。」と話をした。

不審に思った被保険者は、その場で名前と連絡先を聞いたが名乗らず、「連絡先は教えられない。」と答えたため、職員証の提示を求めたところ、「出先のため持っていない。今回の手続きは取り消してください。」と言い、帰って行った。

その後、被保険者から居住地の区役所に問い合わせがあり、本事案が判明した。

区担当課が現時点では被保険者に手続きしていただくものはないことを伝え、今回の訪問が虚偽のものであり、今後、同様の訪問等があっても個人情報等を伝えないように説明した。

・事件概要

午後3時頃、市内の被保険者（男性87歳）宅へ社会保険庁を名乗る男性から「医療費の還付金が発生しています。47,000円を振り込むので、口座番号を教えてください。」との電話がありました。

他に、同時刻頃、同市内在住の女性（72歳）宅へ厚生労働省を名乗る男性から「高額療養費の還付金が48,000円発生しています。昨年8月頃、書類を送りましたが、見ていただいていますか。」との電話がありました。女性は「心当たりがない」と返答したところ、「書類等を管理しているのは誰ですか。」と尋ねられたそうです。

それぞれ、本人が不審に思ったため、市役所へ報告したことでこの事例が判明しました。市役所で還付金の有無を確認したところ、還付金はありませんでした。

NO. 52 平成23年1月31日広島県内発生事件

・ 事件概要

市内の被保険者宅に男性（所属団体名は言われたが、覚えていない。）から、「医療費の払い戻しが21,823円あるので、携帯電話を持って金融機関の窓口へ行って手続きをしてください。」との電話があった。

怪しいと思った被保険者が、「携帯電話は持っていないので手続きができません。」と答えると、電話は切られたとのこと。

被保険者が、念のため市役所の担当課に電話で問い合わせをされ、本件が発覚した。

なお、この被保険者に該当する医療費及び保険料の還付金はなかった。

・事件概要

市在住の高齢者（女性）宅に、「支払する額が発生しており、案内を以前に送っているが、まだ処理ができていないので、そのお金を振り込む口座を教えてください。」と電話があった。

この電話を受けた高齢者は、「支払いがある場合の口座の届け出はすべてしているが、お宅はどちら様ですか。」と尋ねたところ電話が切れた。

不審に思った高齢者は、市役所に電話をかけ、本事案が判明したもの。

なお、この方は後期高齢者医療被保険者で、電話の相手が名のった肩書きや支払う対象については、はっきり覚えてはいないとのことだった。

また、同日午後、同じ市在住の高齢者（女性）宅に、「5年間の医療費の還付が23,662円あります。名前と生年月日を教えてください。」という内容の電話があった。電話をかけてきた人物が携帯電話から電話しているということだったので、大事な話を携帯電話からかけるのかと不審に思い、「そちらはどちら様になりますか。」と尋ねたところ相手に切られたとのこと。

本事案も、不審に思った高齢者が市役所に電話をかけ、判明したもの。

NO. 50 平成23年1月28日山口県内発生事件

・ 事件概要

市内の高齢者に「医療費の還付金42,000円があるので口座番号を教えてください。キャッシュカードを持っているか。通帳の残高の下一桁を教えてください。後日改めて通知する。」などと電話があった。電話を受けた高齢者は、不審に思い、また、直近に送付された公的年金の源泉徴収票との関連について気にかかり、市担当課を訪れた。同課担当者は、そのような事実はないことを伝えた。

NO. 49 平成23年1月25日山口県内発生事件

・ 事件概要

高齢者に後期高齢者医療広域連合の職員をかたる男性から「高額療養費とは別の医療費還付金があるので口座番号を教えて欲しい。」と電話があった。

電話を受けた高齢者は不審に思い、後期高齢者医療広域連合事務局に確認の電話をかけてこられたので、同事務局担当者よりそのような事実はないことを伝えた。

NO. 48 平成23年1月21日京都府内発生事件

・ 事件概要

厚生労働省職員の青木と名乗る男性から被保険者（84歳女性）宅に電話があり、本人が応対した。

「医療費が4万円ほど返ってくるが、以前に送付した書類を見てくれましたか。」と問われ、「送られていない。」と答えると、「再度、2月に書類を送付するので、娘さん達とご覧になってください。」と言われた。

その際、生年月日、名前、取引銀行名も聞かれたため答えたが、電話を切った後に不審に思い、同日、市担当課に連絡し本件が発覚した。

NO. 47 平成23年1月24日山口県内発生事件

・ 事件概要

高齢者に2件の不審電話があった。

① 厚生労働省の職員をかたる男性から「保険料の還付金があるので申請書類を送ります。」と電話があった。同高齢者には、昨年も「口座番号を教えてください。」という同様な不審電話があった。

② 厚生労働省社会年金課の職員を名乗る男性から「特別医療補助給付金42,000円を支払うので、口座番号を教えてください。」と電話があった。

電話を受けた高齢者は、いずれも不審に思い、市担当課に確認の電話をかけ、同課担当者よりそのような事実はないことを確認した。

NO. 46 平成23年1月19日三重県内発生事件

・事件概要

厚労省の小林と名乗る者から、被保険者宅へ、「医療費の還付が49,000円くらいある。昨年の4月に連絡をしたが回答がないため振り込めないでいる。振込先を教えてほしい。」との電話があった。

医療費の還付は市からあると思っていた被保険者が不審に思い市に確認すると伝えると、相手側は連絡先を伝え電話を切った。(電話番号はメモしていない。)

その後、被保険者が市担当課に電話したことにより本件が発覚した。

NO. 45 平成23年1月12日頃三重県内発生事件

・ 事件概要

厚生労働省の高齢者支援課の木下と名乗る男性から、被保険者宅へ、「全国で3,000人が該当となりますが、医療費を10万円以上支払っている人に還付金が発生しています。47,500円を振り込むので、今からキャッシュカードを持って銀行へ出向いてください。」との電話があった。また、相手の連絡先としてフリーダイヤルの番号（厚生労働省とは無関係）を伝えられた。

ご夫婦で話し合われたところ、病院にかかっているのに国からお金が戻ってくるのはおかしいと不審に思い、市役所へ来庁し報告したことでこの事例が判明した。

広域連合で還付金の有無を確認したところ、当該被保険者に係る還付金はなかった。

NO. 44 平成22年12月27日福岡県内発生事件

・事件概要

対象者（79歳女性）に厚生労働省高齢者支援課の新庄と名乗る男性より次のような内容の不審な電話があった。

・高額療養費が発生しているので申請書を送付したが、まだ返送されていないので電話したと告げられた。

・そんな書類は届いていないと答えると、では口座の情報を（教えてほしい）と言われ、銀行名と支店名を答えた（口座番号はいいと言われたので告げていない）。

・その後何の音沙汰もないので、告げられた電話番号に電話してみたが、通じなかった。

広域連合へ対象者本人が通報し、行政機関がこのような電話は行っていない旨説明を受け本件が発覚した。

NO. 43 平成22年12月28日東京都内発生事件

・事件概要

区役所から来たという60歳代後半くらいの男が被保険者宅を訪問し、「2万4千円の所得税を支払えば145万6千円の福祉年金が戻ってくるので手続きをしてください。」と言った

そのときは信用しており、支払おうと思ったが、手持ち金がないことを伝えると、「6月10日の11時にまた来ます。所得税を預かったら20日にお金が入ります。」と言い、帰って行った。

男が帰ったあとに、よく考えたら怖くなり区役所に電話をされたため本件が判明した。

NO. 42 平成22年12月20日宮崎県内発生事件

・事件概要

厚生労働省の「ヤマサキ」と名乗る者から被保険者宅（女性）へ電話があり、「年間の医療費47,500円の還付がある。以前に茶色の封筒を送っている。口座番号を教えて欲しい。」との内容であり、フリーダイヤルの番号を告げて電話を切ったとのこと。

不審に思った被保険者は、口座番号は答えず、市役所に問い合わせをして事案が判明した。

NO. 41 平成22年12月28日滋賀県内発生事件

・ 事件概要

被保険者（女性、82歳）宅に「社会保険庁（現存しない）」と名乗る30歳～35歳と思われる男から、「医療費が25万円還付される」との電話があった。

被保険者は、そのような医療費が還付されることに疑問を感じられ、「社会保険事務所に確認する」旨伝えると「厚生労働省からの還付です」と返事したため、不審な電話であると思い、電話を切ったとの情報が広域連合に寄せられた。

NO. 40 平成22年12月21日北海道内発生事件

・ 事件概要

厚生労働省職員と名乗る者から被保険者宅に電話があり、「医療費の払戻しが47,500円あり、今年の3月から4月にかけてお伝えしていた申請が未だなされていないので、口座番号をおしえてほしい。」と告げ、フリーダイヤルの番号（厚生労働省とは無関係）を言って電話を切ったとのこと。

被保険者が不審に思い、広域連合に連絡し、本件が判明した。

・ 事件概要

後期高齢者医療担当者と名乗る者から、被保険者宅へ電話があり、約47,000円ほどの療養費の還付金が発生しており、お金を振り込むので、口座番号を教えてくださいの電話があった。電話で口座番号を告げるのは良くないと思い文書を送付してほしい旨を言い、送付するとのことであったが、未だに文書が届かないので広域連合事務局へ電話し還付金が発生していないことが判明した。

・事件概要

東京の保険庁の「ウエタカ」と名乗る40代と思われる男性から、被保険者宅（女性、83歳）へ電話があり、7月頃に47,500円の医療費の還付文書を送った。まだ手続されていないので、氏名・生年月日の確認と通帳の残高桁数を教えて欲しいとの電話があった。

残高桁数を答えた時点でおかしいと思い、銀行や年金事務所に相談され、年金事務所から広域連合に情報提供があり、広域連合からの還付金の事実はないことから、事案が判明した。

・ 事件概要

被保険者（女性、78歳）宅に厚生労働省社会福祉課（実在しない）の「ヤマモト」と名乗る男から、「今年の10月か11月頃に青い封筒を送ったが受け取ったか。現在、電話で確認している。高額療養費の法律改正で、銀行の振込で受け取れるようになった。」との電話があり、「通知は受け取っていない。高額療養費は、市役所で手続をしている」旨回答したところ、「それとは別のもの」との返事があり、「友人に確認してみる」と伝えたところ、相手から電話を切ったとの情報が、市役所にあった。

当該被保険者について、現在のところ今年度においては、高額療養費に該当していないことから不審電話であることが判明した。

NO. 36 平成22年12月16日三重県内発生事件

・ 事件概要

午前10時頃、被保険者（75歳）宅へ電話があり、「医療特別助成金が振込まれます。」という内容のものだったが、被保険者は、過去に被害を受けられた方で警戒をしていたこともあり、「市に確認する。」と伝えて電話を切り、午前10時30分頃、市担当所管に連絡して本件が発覚した。

・ 事件概要

75歳女性に対して男性（肩書きは失念、会話の中では厚生労働省、社会保険庁といった単語があった）から電話があり、「昨年12月に発行した書類について、ことしの10月が締切だったので4万くらいの額を支給できないでいる。15分後くらいにかけ直すので、口座がわかるものを準備しておいてください。」と言った。高額医療費ならもらっていると言うとそれではないとの回答。

約10分後に同男性から電話があり、金融機関（金融機関名を回答）、カードの有無（ないと回答）と口座預金残高の桁数（ケタ数を回答）、携帯番号（番号を回答）を聞かれた。口座番号は聞かれなかった。

2回目の電話の途中で不審を感じ、電話を切った後市役所に電話し本件が発覚した。

・事件概要

市役所の「おおもり」と名乗る若い男性から、被保険者宅へ電話があり、役所から5月頃に約48,000円ほどお金が振り込まれる内容の文書を送った。返事を書いて出すような通知だったが、まだ見られていないか。係の者を向かわせて、手続きをするので、キャッシュカードを用意しておいてくれとの内容であった。

キャッシュカードが必要だといわれるのはおかしいと思い、金融機関に問い合わせ、そのような電話があることはないと確認後、市役所に電話したことにより、事案が判明した。

・ 事件概要

被保険者宅に「キタガワ」と名乗る者より電話があり、「以前に青い封筒で送った特別支給金の通知の返事がまだ届いていないため、47,000円の振込みが出来ていない。」と言い、被保険者の取引銀行及び残高桁数等を質問してきた。口座番号はいいのか尋ねたところ、「わたしは役人なので番号は聞けない」と断られた。

被保険者が質問に答えると、「県庁まで手続きに来て欲しい。」との指示があり、足が悪いため出向けない旨を伝えると、「後ほど、係の者が訪問するので手続きをしてください。」と言った。

電話を切った後、不審に思い、同日に市役所に問い合わせがあり、発覚した。

・事件概要

後期高齢者医療広域連合を名乗る男性から「ご家族はお一人ですか。（何回も確認された。）後期高齢者医療で約4万円の還付があるが、まだ申請の手続きが済んでいない。請求用紙を送付するので、書き込んで申請をして欲しい。」といった旨の電話が被保険者（80歳女性）宅へかかってきた。

12月6日、1週間以上経っても申請用紙が送られてこないことと、その時の電話の内容から不審に思ったため、市担当課へ確認の電話をしたところ、現時点において保険料の還付や保険給付等は発生していない旨の説明を受けた。また、高額医療費が発生した場合の手続きについては、既に完了しており、新たに手続きをする必要がない旨の説明も併せて受けた。

さらに、医療費等の給付に関する通知については広域連合で行っているので、広域連合担当課へも確認をしたが、現時点において保険料の還付や保険給付等は発生していないとのことであった。

NO. 31 平成22年12月4日岐阜県内発生事件

・ 事件概要

「まつもと」と名乗る男性から被保険者宅へ電話があり、被保険者証番号を聞かれ、知人の「まつもと」さんと思い番号を教えた。

翌5日夜、被保険者証の番号を聞かれるのはおかしいと思い知人の「まつもと」さんに確認したところ違っていたため、不審に思い市役所に電話したことにより事案が判明した。

・ 事件概要

「日本年金機構ヤジマ」と名乗る男性から被保険者宅へ電話があり、「後期高齢者医療で47,500円払戻しがある。以前に青色の封筒で通知をしたが、連絡がないため事務処理が進まない。通帳の有無について確認したい。」とのこと。

話の内容から不審に思った女性は市担当課へ相談し本件が発覚した。

・事件概要（同日に2件発生）

① マツイと名乗る男から、「医療費通知はとどきましたか。スーパーマーケットのATMに行って、登録操作をしてほしい。」と被保険者宅に3回電話があり、電話を受けた被保険者は不審に思い、広域連合に確認の電話をかけてこられた。

担当者より、広域連合にはそのような職員はおらず、また、広域連合がATMの操作を指示することはないと伝えた。

② 厚生労働省年金課の職員と名乗る男から、「70歳以上又は身体障害者が対象の給付金がある。申請がないので電話した。」と被保険者宅に電話があった。口座番号や口座残高を聞こうとし、近くの金融機関で手続きするように促し、不審に感じられたので、息子の連絡先を伝えて電話を切った。その後、再度の電話はない。

担当者より、広域連合が口座情報を電話で照会したり、金融機関での手続きを指示することはないと伝えた。

NO. 28 平成22年11月17日①、18日②東京都内発生事件

・事件概要

① 11月17日に高齢対策年金係の加藤と名乗る人物が被保険者宅を訪れ、「年金が12月から受給できるようになるので、印紙代と所得税で2万円が必要だ。今、払わないと12月10日に入金されない。」と言った。不審に思い、区役所に確認すると言うと、午後6時にまた来ると言い、出て行った。

ご本人が確認のため区役所へ来庁されたので、区や年金事務所では、訪問して手数料を徴収するようなことはないことを説明した。

② 11月18日、市職員を名乗る2人組の男が、都内在住の被保険者宅を訪れ「保険証を1時間ほど貸してくれ」と言い、被保険者証を詐取していった。

ご本人が保険証の再発行に来庁して事件が発覚した。

NO. 27 平成22年11月12日茨城県内発生事件

・事件概要

「年金課 和田」と名乗る男性から被保険者宅へ電話があり、「年間10万円以上医療費がかかった方に、47,000円の特別年金支給があり、以前ピンクの封筒で通知した。まだ手続きされていないようなので、振込先の口座番号を教えて欲しい。」と言われた。

被保険者は銀行名と支店名、生年月日は教えたが、不審に思い口座番号は教えなかった。そして、また通知するとのことで電話は切れた。

その後、被保険者が市担当課へ問い合わせたことにより事案が判明した。

・ 事件概要

対象者（81歳女性）に次のような内容の不審な電話があった。

- ・ 後期高齢者医療制度から医療保険の補助金が発生して振り込むようになっていてる。
- ・ 4月に通知を郵送しているが振込口座の回答が未だにないので連絡をした。
- ・ 銀行ATM（場所指定）から厚生労働省年金係のボタンを押してもらえばよいとの案内があった。
- ・ 今後の連絡のためにと、携帯電話の番号を聞かれた。

市担当課へ対象者本人が通報し、行政機関がこのような電話は行っていない旨説明を受け本件が発覚した。

NO. 25 平成22年11月11日千葉県内発生事件

・ 事件概要

被保険者宅に「厚生労働省の健康保険センター」の者と名乗る電話があり、「健康保険の負担率に変更になったので還付金が発生している。3月頃通知したのだが返事がまだなく手続きができないので、振込先口座を教えてください。」と言われた。

被保険者本人が対応を確認すると、近くにあるATMへ行き操作するように指示され、電話は終了した。

不審に思った被保険者から、その後すぐに広域連合に問合せがあり、本件が発覚した。

NO. 24 平成22年11月9日山口県内発生事件

・ 事件概要

被保険者へ広域連合職員を名乗り「3万円くらいの医療給付金を返します。」との電話があった。不審に思った被保険者は、山口県後期高齢者医療広域連合へ電話にて事実の有無を確認した。同広域連合職員の確認により、事実ではない事を被保険者に伝えた。8日、還付金詐欺とみられる年金機構の職員を名乗った不審電話が同一市内にて5件発生している。

NO. 23 平成22年10月下旬福岡県内発生事件

・ 事件概要

対象者（76歳男性）宅に「福岡県中央後期高齢者～」と名乗る男性（所属や担当者の名前は覚えていない）から電話があり、対象者本人が対応。「42,000円ほどお返しするお金が発生しており、振込先口座等を教えてほしいという書類を茶封筒に入れて1月に発送しているが、4月に調査した時点でも回答がなく、9月に再度同じ書類を送ったが回答がないので、電話した。」とのこと。対象者が「そのような書類は届いていない。」と答えると、「もう一度送るので回答してほしい。」と言われ、電話は終了した。

対象者が市担当課へ連絡し、本件が発覚した。なお、後期高齢者医療の関係では対象者へお返しするようなものは発生していなかった。

・ 事件概要

関西弁のようなしゃべり方をする男性から「去年の12月から制度が変わり、年金受取額が1カ月10万円未満の方や病気になって高額な医療を受けた方を対象に4万7千円程度の支給があります。案内を4月に送っています。口座の銀行名を教えてください。」と高齢者宅に電話があった。

電話を受けた高齢者が銀行名を答えると、「カードは持っていますか。」と聞かれた。高齢者が「カードは使っていない。」と伝えると、「そこまで判ればよろしいです。」と言われ、電話が切れた。

内容が怪しいと不安に思った高齢者は、広域連合へ電話をかけ、本件が発覚したもの。

・ 事件概要

男性から対象者（7年前に亡くなっている母親）宅に電話があり、対象者の娘さんが対応。

医療補助給付金のもどりが4万円くらいあり、支給できる期日が迫っている（明日かあさって頃まで）。郵便で案内しているが、見逃している人がいるとのこと。60歳からが対象で娘さんの分は、もう入金されているのではないかと言われた。また、銀行（一部金融機関以外の指定あり）のATMでキャッシュカードを通し、「本人確認」のボタンを押すよう指示された。

念のため、相手を確認したが、所属は聞き取れず電話番号（フリーダイヤル）と名前（キタガワ）を名乗った。時間を置いて、キタガワと名乗る者から再度電話があるということだった。

・ 事件概要

厚生労働省の職員をかたる男性から「低所得者を対象とした特別医療制度により、47,500円の振込みがあります。4月に申請書を送っています。振込みのために口座番号を教えてください。」と高齢者宅に電話があった。電話を受けた高齢者は不審に思い、「口座はない」と伝えると、「書類を送るので、口座を開設してくれ。」と言われた。内容が怪しいと思った高齢者は、市役所担当課に確認の電話をかけ、同課担当者よりそのような事実はないことを確認した。

NO. 19 平成22年10月26日山口県内発生事件

・ 事件概要

高齢者宅に男性の声で、「医療保険料の払戻金がある。振り込むので口座番号と残高を教えて」と電話があった。不審に思った高齢者が家族に相談、警察に通報した。

22日にも同市内で同様の不審電話が2件発生している。

・事件概要

東京と大阪にしか所在しない事務所と名乗るところから被保険者宅に電話があり、「特別医療補助給付金が47,500円ある。4月に書類を送ったが、9月までに受け取りがなかったため連絡している。低所得者を対象としている。振り込むので、口座番号を教えてほしい。」といった内容で電話があったとのこと。不審に思い「口座番号など電話で教えられない。もう一度書類を送ってほしい。」と返答したところ、すぐに電話は切れた。

電話が切れた後、市役所・県庁へどこからかかってきたものなのか確認したが、「そのようなものは知らない。」との案内だったため、広域連合へ問い合わせされ、本件が発覚した。

・ 事件概要

厚生労働社会保険職員と名乗る男性から被保険者宅に電話があり、「65歳以上で年間の医療費が10万円以上かかった人に、特別給付金47,500円が支給される。案内をしたが手続きをされていない。早急にしないと今年度中の支給に間に合わないので、銀行ではなくスーパーやコンビニにあるキャッシュコーナーのATMへカードを持って行くように。」と告げられた。

不審に思い相手の電話番号を聞くと、携帯電話と思われる番号を言い、再度問いただすとフリーダイヤルを言った。（市担当課から架電するもかからず。）電話を切った後、市担当課に連絡し本件が発覚した。

・ 事件概要

被保険者宅に「厚生労働局のキタガワ」と名乗る者より電話があり、「以前に通知した後期高齢者医療の通知の返事がまだ届いていない。早く手続きをしないと振込が出来なくなる。」と言い、被保険者が尋ねると、「今日中にコンビニやデパートのATMで構わないから手続きをして欲しい。」との返事があったため、市内のデパートで会う約束をし、約束の場所へ出向いたがキタガワと名乗った者とは会えなかったため帰宅した。

その後、連絡等が無いため不審に思い、翌10月8日に広域連合へ問い合わせがあり本件が判明した。

・事件概要

50歳くらいの男性が被保険者宅を訪ね、「後期高齢者医療の手続きをしていない。1万円払ってくれば、代わりに手続きを進める。今月（9月）末で申請期限が切れるから。」と言った。

不審に思い、お金は払わなかったものの、自宅の電話番号を伝えてしまった。男性は、「22日にもう一度来る。」と言って立ち去った。

9月21日、以上の内容で被保険者から区役所に電話があったため、本件が判明した。

・事件概要

市役所年金課職員と名乗る者から、被保険者宅に電話があり、「医療費の払戻しが4万円ほどあるが、手続きをしていますか？」と告げ、被保険者が「通知は来ておらず、手続きもしていない」と伝えると、「あらためて自宅に伺います（具体的な日時は告げず）」と言って電話を切ったとのこと。

被保険者が市の担当課に電話し、本件が判明した。

なお、担当課で調べたところ、この被保険者に該当する医療費の支給分はなかった。

NO. 13 平成22年9月2日①、3日②北海道内発生事件

・事件概要

① 被保険者宅に保険省職員と名乗る者から電話があり、「後期高齢者医療制度の医療費が戻るが、今年3月に送った申請書が未提出のため、早急に口座番号を教えてほしい」と告げ、被保険者が「娘が帰宅した頃連絡してほしい」と伝えると、「その頃に電話する」と言って電話は切られた。

② 市職員を装った者から別の被保険者宅に電話があり、「後期高齢者医療制度が新しくなるにあたって、特別支給金が支給されるが、今年3月に送った申請書が未だ提出されておらず、9月末までに申請がなければ無効になるので、早急に口座番号を教えてほしい」と告げ、被保険者が（口座番号は伝えず）「わかった」とだけ伝えると電話は切られたとのこと。

いずれの事例も、被保険者が不審に思い、市の担当者に連絡して判明した。

NO. 12 平成22年9月上旬広島県内発生事件

・ 事件概要

被保険者宅に大阪社会保険庁と名乗る者から、「6月にお知らせした9月末期限の特別医療給付金1人32,500円を振り込みたいので、夫と2人分のキャッシュカードを持ってATMへ行ってください。」との電話があったが、お知らせの文書も受け取っておらず不審に思い、すぐには対応せず相手方の連絡先を聞いて電話を切った。

改めて相手方の連絡先（フリーダイヤル）に、「この旨の文書を6月に送付しているとのことだったので、再度送ってほしい。」とお願いしたが断られ、何度もATMへ行くように言われたが行かなかった。

この特別医療給付金は何なのか不明だったため、広域連合に問い合わせをされ、本件が発覚した。

NO. 11 平成22年8月12日北海道内発生事件

・事件概要

市役所職員のササキと名乗る者から被保険者宅に電話があり、「後期高齢者医療制度の内容について説明したいので、ご自宅に伺いたい。8月16日の午前11時から午後1時の間に伺う。」と話し、連絡先としてフリーダイヤルの番号（市とは無関係）を告げ、一方的に電話は切られたとのこと。

被保険者は亡き夫宛てにかけてきた電話であったため不審に思い、市の担当課に連絡し、発覚した。

NO. 10 平成22年8月9日東京都内発生事件

・ 事件概要

被保険者宅に区役所職員の代理の者と名乗る男が訪問し、「高額療養費の未払いが過去3年分で200万円ある。

手続きのために1万8千円用意してほしい。来週の月曜にまた家に取りに来ます。」と伝えて帰った。

男が帰った後、不審に思った被保険者は、担当のケアマネージャーに相談し、ケアマネージャーから区役所に報告があり事件が発覚した。

NO. 9 平成22年7月7日北海道内発生事件

・ 事件概要

高齢者医療担当と名乗る者から高齢者宅に「高齢者医療で4万円ほど還付金があるので、口座を教えて欲しい。」との電話があった。

被保険者が、「口座はそちらに届けてありますが。」と答えると、「今日中に処理せねばならず、他の口座でも良いので教えて欲しい。近くのコンビニエンスストアの機械でも手続きができるので、携帯電話をお持ちですか？」と聞かれたとのこと。

被保険者が不審に思い、「とにかく口座は届けてあるので。」と言うと、電話は切られたとのことであった。

NO. 8 平成22年6月下旬山口県内発生事件

・ 事件概要

市役所職員を名乗る者が高齢者宅を訪問し、「市役所から来ました。保険証を更新するのにお金がかかります。保険証は、後日届きます。」と言って被保険者からお金をだまし取る事件があった。

後日、「職員が保険証の更新で被保険者の自宅を訪問することがあるのか？」という家族からの問い合わせにより事件が発覚した。

NO. 7 平成22年6月23日広島県内発生事件

・ 事件概要

全国健保協会の『ワタナベ』と名乗る男性から市役所の後期高齢者医療担当課に「全国健保協会に市内の病院からレセプト請求があったが、該当者の名前と生年月日で検索しても該当者情報が見つからない。現在病院にも照会しているが、生年月日から本来なら後期高齢者医療の被保険者になるので被保険者に該当者がいるか確認してもらえないか？」との電話があった。

市役所の担当者が「個人情報になるので折り返し連絡したい。そちらの電話番号は？」と聞いたところ、相手は「よろしくお願いします。」と電話番号も言わずに電話を切った。

市役所の担当者が全国健康保険協会広島県支部に電話確認したところ、『ワタナベ』という職員は1人だけであり、ワタナベ氏本人に確認したところ「電話照会はしていない。」とのことであった。

NO. 6 平成22年6月23日兵庫県内発生事件

・事件概要

被保険者宅に「後期高齢者医療の保険料が未納になっているので、これから言う口座に振り込んで下さい」という電話があり、5万円を要求された。しかし、被保険者は滞納しておらず、また振込先が東京の支店名であったため、不審に思い市役所に問い合わせをしたことから、不審電話と判明した。

NO. 5 平成22年6月14日東京都内発生事件

・ 事件概要

区職員を名乗る者から被保険者宅に「後期高齢者被保険者証の更新で保険証を区役所に取りに来るか郵送にするか」との電話があった。

被保険者が「郵送を希望する」旨伝えると「お金がかかりますが、送付先を教えてください」と言われたため、そばにいた妻が不審に思い、電話を替わると、とたんに切れた。

不審に思った被保険者が「区役所ではそんな電話はしますか？」と区に問い合わせた事で事件が発覚した。

NO. 4 平成22年4月上旬東京都内発生事件

・ 事件概要

市職員を名乗る男が、被保険者宅を訪れ、「保険証を普段使わない時に自分で持っているとは無くす恐れがあるので、市役所で預かっておきます」と言い、被保険者証を詐取していった。

5月27日に被保険者証が必要になり、市へ電話連絡をしたことで事件が発覚した。

NO. 3 平成22年5月17日富山県内発生事件

・ 事件概要

携帯電話会社より携帯電話契約の際に本人確認用として提出された被保険者証に虚偽の疑いがあるとの連絡があった。

5月21日、携帯電話会社担当者が、広域連合に確認のための被保険者証のコピーを持参した。広域連合にて確認したところ、被保険者証に記載された被保険者番号、人物は存在しないものであった。

NO. 2 平成22年5月19日千葉県内発生事件

・ 事件概要

千葉県内の被保険者宅に「医療費の還付があると思われるので保険局に確認してもらいたい。」と電話があった。

被保険者が指定された番号へ電話すると「還付金があるので〇〇にあるATMに行き、着いたら電話をください。その場で本人確認のため暗証番号を教えてくださいればお返しします。」と言われた。

指定のATM近くの公衆電話が故障中で連絡できなかったため、自宅に帰り、指定の番号へその旨を電話しようとしたところ話し中であった。

確認のため本人が広域連合へ電話をしたことにより本件が判明した。

NO. 1 平成22年3月31日大分県内発生事件

・事件概要

大分県内の被保険者宅に市職員と称する男が訪れ、「保険料と保険証の回収に来ました。」と言われ、保険証は渡さなかったが、現金を渡してしまった。

領収書等の書類は一切見せなかったため、後日不審に思い、平成22年4月2日に市役所窓口へ確認したが、職員に該当はなく、詐欺にあったと思われる。